平成２８年（フ）第５０８号
埼玉県春日部市南３丁目11番24号　県営南団地１―104
債務者　佐藤　信之
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５１２号
埼玉県越谷市南越谷３丁目23番９号
債務者　安藤　健二
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５１３号
埼玉県越谷市南越谷３丁目23番９号
債務者　安藤　京子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
千葉県佐倉市井野1357番地８　ユーカリＫＭ201
債務者　大嶋　恵美
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１１号
千葉県香取市野田386―３　エヌレジデンスⅥ　103号室、住民票上の住所千葉県香取市小見川1173番地３
債務者　金子由紀恵
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第３２１号
川崎市川崎区浅田４丁目７番２号　ハイムマシコ　202
債務者　和田　　恵
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３４０号
川崎市麻生区栗木台４丁目６番13号、前住所東京都国分寺市東戸倉１丁目５―３　アザレア恋ヶ窪107
債務者　石田　陽光
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３６４号
川崎市宮前区野川491番地２　藤ハイツ　102
債務者　菊地　康成
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４１０号
川崎市川崎区渡田向町20番12号　プロスタイルアパート渡田　104
債務者　宮田憲太郎
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４１３号
川崎市多摩区菅仙谷２丁目８番39号　桃梨ハイツＡ　101
債務者　八頭司剛男
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４５６号
川崎市幸区鹿島田３丁目７番28号　ＳＹＬＰＨＹⅡ　205
債務者　香川　直人
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４６４号
川崎市幸区戸手２丁目８番19号
債務者　海老原利江
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４６５号
川崎市川崎区渡田新町３丁目７番19号
債務者　飯塚　　優
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４８０号
川崎市麻生区上麻生６丁目５番12―406号
債務者　山口さち子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４８８号
川崎市宮前区宮崎３丁目17番地４　宮崎台スカイハイツ　109
債務者　近藤　裕樹
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３４５号
名古屋市中川区尾頭橋４丁目３番３号　サンシャイン尾頭橋202号
債務者　御手洗　徹
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７１号
高知県南国市大埇甲1460番地16
債務者　松木　　徹
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
高知地方裁判所破産係